

あさひ台団地・ビレッジハウス岡部 ご入居者様各位

2020年4月8日
倉島商事株式会社

2020年 新型コロナウイルス感染拡大に伴うお客さまに対するガス料金等の特別措置について

平素は弊社のLPガスをご利用いただきありがとうございます。

今般の新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方にご冥福をお祈りいたしますとともに、罹患された方や生活に影響を受けた方々にお見舞い申し上げます。

弊社は、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部における「生活不安に対応するための緊急措置」を踏まえた経済産業省からの要請を受け、お客様等からお申し出をいただいた場合、次のような措置を講ずることといたします。

1. ガス料金等のご請求について

2020年2月（支払期限日が2020年3月25日以降のものに限る）、3月、4月検針分のガス料金等のご請求について、支払期限日（※1）を1か月間延長いたします

2. 適用範囲

上記1の措置は以下①・②・③の条件をすべて満たすお客様に適用させていただきます。

- ① あさひ台団地（福島市伏拝字沼ノ上地内）またはビレッジハウス岡部（福島市岡部字大下5）にお住いので弊社とガスの供給について契約されているお客様
- ② 新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活福祉資金貸付制度（※2）の貸付がなされているお客様
- ③ 弊社への特別措置適用のお申し出をされたお客様

3. お申し出先：倉島商事株式会社

【電話】024-535-2311 【受付時間】午前8時30分から午後5時まで

【受付開始】2020年3月25日（木）

※1：支払義務発生日（弊社の場合毎月10日）の翌日から起算して50日目をいいます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して50日目が休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

※2：各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付が必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付等を行う制度（2020年3月25日に受付が開始される新型コロナウイルス感染拡大の影響による緊急小口資金・総合支援資金の貸付制度）